社団法人
全日本アーチェリー連盟

事故防止のために

最近とくに競技会・練習場・自宅等においてリカーブ、コンパウンドの弓具を問わず、暴発により矢が人に刺さったり、競技場外へ発射され標榜物を破壊、練習場の外に飛び出してしまう、弓具の調整中の誤射などの事故が多発しています。

今回、大変残念なことにアーチェリー練習中の事故で、生徒様一人の尊い命が失われる痛ましい事故が発生してしまいました。一人のアーチャーの不行意がアーチェリー競技全体の存続を揺るがすことになりかねません。そういうことから、このたび、より一層の安全を図るため、安全指導の手引の内容を見直し、学校部活動での事故・傷害の防止対策として、また、会員（選手）一人ひとりへの安全指導、事故発生時の対応と事故防止のため検討をすすめ、安全規定などを「全日本アーチェリー連盟競技規則（2004～2011）」に収録することとしました。

安全規定
・アーチャーの安全マナー・

第1章　使用弓具の保管責任

アーチェリーの発祥は狩猟時代からであり、その後戦争での武器として使われており、現在においても時速250～280kmの速度で矢が飛び、厚さ5mmの鉄板を打ち抜く強度があるため、安全に対しては十分な対策を講じなければならない。

「弓矢は、日本国内では使用上及び保管上からも、何ら法的な認可（免許制度や届出）をうけずに飛び道具（凶器：武器）を利用して使うスポーツ用具である。従って、それを扱う使い手は、必然的に使用上または保管上からも社会的に重い責務が課せられているものと心得え、自律的な自覚と深い認識とが要好者（含む会員登録者）の全てに必要と考える。

第2章　活動中の保安管理

第1節　練習中においても、自らの責任で練習できる範囲内で、弓矢を管理できる状態でなければならない。

第2節　部外者に対し、好奇心・出来心を持たせるような目に付く状態で、弓矢を保管してはならない。

第3章　活動外の安全管理

第1節　紛失・盗難・船失等、不測の事故防止のために、厳密での保管状態も適正な方法を持って対処すること。

第2節　競技会への参加等動中においても、弓具保管には厳重な自己管理に徹すること。

第4章　行射上の安全確認行為

第1節　飛び道具を使用する者には、その使用にあたって自他の安全についての責任と、それを確実に実践履行する態度（不測の事故を未然に防止する責任ある姿勢）が当然に強く要求される。

第2節　矢が畳から外れたときは、その原因があるまで次の行射を中止しなければならない。

第3節　矢がアローレストから落ちたら、引き直さなければならない。

第4節　自分の身体にあった強さの弓を引くこと。

第5節　自分のドローイングより短い矢を引いてはならない。

第6節　自己の体調管理をしっかりと行い、体調が良好でない場合は競技・活動を中止すること。

第5章　使用前後の点検確認

第1節　用具は自己責任で手入れし、安全に使用できるように使用前後に傷や損傷、ストリングが切れていないか・サービングがほどけていないかの点検・確認を必ず行わなければならない。

第2節　安全に対し、全体への明確な責任行動を行うものであるべきである。

第6章　行射時の相互確認

第1節　各々がシューティングライン前方の安全確認を行い、行射しなければならない。

第2節　安全状態に疑問がなければ、安易な妄動による行為をしてはならない。

第3節　友人からの励みといえども、一時的な弓矢の貸与に執拗たる態度で迫り、安易な言動で行射行為を許してはならない。

第7章　シューティングラインでの配慮事項

第1節　シューティングライン上では、射手は一歩たりとも前に出てはならない。

第2節　行射時は、弓の過大変形物や過度な空射で不安定な状態を作ってはならない。

第8章　セットアップ時の安全

第1節　必ず的に向かって、水平に引き分けること。引き戻す際も、そのまま的に向かって行なうこと（3mライン内に向かって引き戻しは禁止する）。

第2節　空中に向かって射ち起こす者は、安全上から直ちに射法法等を勉強し矯方指導をする。

第3節　危険防止の対処法は、個人の技術選択や方法論の領域で論ずるべきではない。

第4節　選手に対してセットアップの改善を受け入れるか、または競技会参加を止めるかを勧告する。

第9章　競技者のエチケット（警告行為）

第1節　飛び道具を扱う者として、常に自他への安全配慮を優先的に心得え、絶対的な安全第一の排除に、最大限努めなければならない。

第2節　弓具倒壊による破損防止のため、整備に努め散乱状態に放置してはならない。

第3節　場所や場面に応じ、全体で活動上の動線通路の確保に努めなければならない。

第4節　シューティングライン上以外では「素引き」をしてはならない。

第5節　上記の場所以外での「素引き」は、「弓」を他人に向けた威嚇的行為である。

第6節　行射中は相界別方の射手を優先し、後方射手は後退時の動きに配慮を要する。

第7節　エイミング中に、近くの者は動いたり話したり騒いだり、直後ろに立つべきではない。

第8節　行射している人の前方または前側方に立たない。立たせない。立ても入らせない。

第9節　矢の紛失発生時は、直ちに管理者または主審者に必ず申し出なければならない。

第10節　届け出のあった紛失矢は、必ずその日練中に回収・回収等をすること。紛失した矢の無断・無回収は、他の競技に重大障害を負わせる結果を招く。

第11節　的を外した矢を回収している際は、他の人にわかるよう、的前に弓を置くこと（フィールド）。

第12節　いかなる場合も他人に向かって弓を引かない・矢を当てに向かって射たない。

第13節　許可なく他人の弓具に触れてはならない。

第14節　矢を抜くとき、矢の後方に人がいないことを確認してから行うこと。

第15節　競技中はもちろんのこと、練習中においても飲酒をしてはならない。

アーチャーがこの「安全規定・マナー」を守れば、すべての人にとってアーチェリーはもっと安全で楽しく快適な競技になるものと信じています。しかし、アーチャーが各競技会や練習場等において、この「安全規定・マナー」や「競技規則」を無視し、絶対者他人（同じ競技者）の迷惑になるようなことをした場合は、運営責任者とり厳しい処置をしていただきたい。警戒といった意味で、然るべき措置で競技の中断（失格）・一定期間競技の禁止、競技会への出場停止などの措置をとることを検討することを勧めたい。それは、多くの会員（競技者）は規定を守り競技や練習をすることを望んでいるからです。この会員の利益を守るという立場で指導者・役員・審判員は取り組んでください。

スポーツは日常生活の中から自然発生的に発展してきたものと、人工的な計算により競争的な要素を加味し発展してきたこの二つに分類でき、前者は天候に左右されることなく、また審判員がいなくても相互の信頼と公正さによって競争が成り立つ種目であり、後者は必ず審判を客観的にしかも瞬時に判定し、裁定結果を相手側に示す審判員が必要とする種目です。アーチェリー競技は、自分自身が審判であり、スコアは自己申告です。これはゴルフと同じく審判員がほとんど立ち会わなくても成り立つものであり、アーチャー一人ひとりが他の競技者に対しても配りをし、規則を守って競技するその誠実さに頼っています。アーチャー一人ひとりが競技規則や水連盟の定める「理念・行動指針」に精通し、自主的にこれを尊重することが大切です。

会員のマナーと危機管理

（社）全日本アーチェリー連盟の会員（競技者）マナーと危機管理の基本的な考え方

本連盟における会員のマナーと危機管理とは「会員の安全」と、「健全なスポーツ活動」であり、また支部活動・会員同士の交流場所での事故発生時対処方法等が考えられます。これらはさまざまな要因がかかわりあっており、あらゆる場面で危機が生じることになり、以下のようなものが考えられます。

ア．練習中の事故
イ．競技会中の事故
ウ．活動地域／近隣とのトラブル
エ．競技ルールの違反
オ．体調
カ．個人管理の無視
キ．その他

Ⅰ安全確保とアーチャーが守るべきマナーについて

アーチェリーの危険性を常に認識し、いかなる環境でも安全対策を考え、安心して参加できる競技スポーツを確立するために、必ずしも法的に重い責務が課せられているものと心得え、自律的な自覚と深い認識とが要好者（含む会員登録者）の全てに必要と考える。

第2章　活動中の保安管理

第1節　練習中においても、自らの責任で練習できる範囲内で、弓矢を管理できる状態でなければならない。

第2節　部外者に対し、好奇心・出来心を持たせるような目に付く状態で、弓矢を保管してはならない。

第3章　活動外の安全管理

第1節　紛失・盗難・船失等、不測の事故防止のために、厳密での保管状態も適正な方法を持って対処すること。

第2節　競技会への参加等動中においても、弓具保管には厳重な自己管理に徹すること。

第4章　行射上の安全確認行為

第1節　飛び道具を使用する者には、その使用にあたって自他の安全についての責任と、それを確実に実践履行する態度（不測の事故を未然に防止する責任ある姿勢）が当然に強く要求される。

第2節　矢が畳から外れたときは、その原因があるまで次の行射を中止しなければならない。

第3節　矢がアローレストから落ちたら、引き直さなければならない。

第4節　自分の身体にあった強さの弓を引くこと。

第5節　自分のドローイングより短い矢を引いてはならない。

第6節　自己の体調管理をしっかりと行い、体調が良好でない場合は競技・活動を中止すること。

第5章　使用前後の点検確認

第1節　用具は自己責任で手入れし、安全に使用できるように使用前後に傷や損傷、ストリングが切れていないか・サービングがほどけていないかの点検・確認を必ず行わなければならない。

第2節　安全に対し、全体への明確な責任行動を行うものであるべきである。

第6章　行射時の相互確認

第1節　各々がシューティングライン前方の安全確認を行い、行射しなければならない。

第2節　安全状態に疑問がなければ、安易な妄動による行為をしてはならない。

第3節　友人からの励みといえども、一時的な弓矢の貸与に執拗たる態度で迫り、安易な言動で行射行為を許してはならない。

第7章　シューティングラインでの配慮事項

第1節　シューティングライン上では、射手は一歩たりとも前に出てはならない。

第2節　行射時は、弓の過大変形物や過度な空射で不安定な状態を作ってはならない。

第8章　セットアップ時の安全

第1節　必ず的に向かって、水平に引き分けること。引き戻す際も、そのまま的に向かって行なうこと（3mライン内に向かって引き戻しは禁止する）。

第2節　空中に向かって射ち起こす者は、安全上から直ちに射法法等を勉強し矯方指導をする。

第3節　危険防止の対処法は、個人の技術選択や方法論の領域で論ずるべきではない。

第4節　選手に対してセットアップの改善を受け入れるか、または競技会参加を止めるかを勧告する。

第9章　競技者のエチケット（警告行為）

第1節　飛び道具を扱う者として、常に自他への安全配慮を優先的に心得え、絶対的な安全第一の排除に、最大限努めなければならない。

第2節　弓具倒壊による破損防止のため、整備に努め散乱状態に放置してはならない。

第3節　場所や場面に応じ、全体で活動上の動線通路の確保に努めなければならない。

第4節　シューティングライン上以外では「素引き」をしてはならない。

第5節　上記の場所以外での「素引き」は、「弓」を他人に向けた威嚇的行為である。

第6節　行射中は相界別方の射手を優先し、後方射手は後退時の動きに配慮を要する。

第7節　エイミング中に、近くの者は動いたり話したり騒いだり、直後ろに立つべきではない。

第8節　行射している人の前方または前側方に立たない。立たせない。立ても入らせない。

第9節　矢の紛失発生時は、直ちに管理者または主審者に必ず申し出なければならない。

第10節　届け出のあった紛失矢は、必ずその日練中に回収・回収等をすること。紛失した矢の無断・無回収は、他の競技に重大障害を負わせる結果を招く。

第11節　的を外した矢を回収している際は、他の人にわかるよう、的前に弓を置くこと（フィールド）。

第12節　いかなる場合も他人に向かって弓を引かない・矢を当てに向かって射たない。

第13節　許可なく他人の弓具に触れてはならない。

第14節　矢を抜くとき、矢の後方に人がいないことを確認してから行うこと。

第15節　競技中はもちろんのこと、練習中においても飲酒をしてはならない。

アーチャーがこの「安全規定・マナー」を守れば、すべての人にとってアーチェリーはもっと安全で楽しく快適な競技になるものと信じています。しかし、アーチャーが各競技会や練習場等において、この「安全規定・マナー」や「競技規則」を無視し、絶対者他人（同じ競技者）の迷惑になるようなことをした場合は、運営責任者とり厳しい処置をしていただきたい。警戒といった意味で、然るべき措置で競技の中断（失格）・一定期間競技の禁止、競技会への出場停止などの措置をとることを検討することを勧めたい。それは、多くの会員（競技者）は規定を守り競技や練習をすることを望んでいるからです。この会員の利益を守るという立場で指導者・役員・審判員は取り組んでください。

スポーツは日常生活の中から自然発生的に発展してきたものと、人工的な計算により競争的な要素を加味し発展してきたこの二つに分類でき、前者は天候に左右されることなく、また審判員がいなくても相互の信頼と公正さによって競争が成り立つ種目であり、後者は必ず審判を客観的にしかも瞬時に判定し、裁定結果を相手側に示す審判員が必要とする種目です。アーチェリー競技は、自分自身が審判であり、スコアは自己申告です。これはゴルフと同じく審判員がほとんど立ち会わなくても成り立つものであり、アーチャー一人ひとりが他の競技者に対しても配りをし、規則を守って競技するその誠実さに頼っています。アーチャー一人ひとりが競技規則や水連盟の定める「理念・行動指針」に精通し、自主的にこれを尊重することが大切です。

Ⅰ安全確保とアーチャーが守るべきマナーについて

アーチェリーの危険性を常に認識し、いかなる環境でも安全対策を考え、安心して参加できる競技スポーツを確立するために、必ずしも法的に重い責務が課せられているものと心得え、自律的な自覚と深い認識とが要好者（含む会員登録者）の全てに必要と考える。

第2章　活動中の保安管理

第1節　練習中においても、自らの責任で練習できる範囲内で、弓矢を管理できる状態でなければならない。

第2節　部外者に対し、好奇心・出来心を持たせるような目に付く状態で、弓矢を保管してはならない。

第3章　活動外の安全管理

第1節　紛失・盗難・船失等、不測の事故防止のために、厳密での保管状態も適正な方法を持って対処すること。

第2節　競技会への参加等動中においても、弓具保管には厳重な自己管理に徹すること。

第4章　行射上の安全確認行為

第1節　飛び道具を使用する者には、その使用にあたって自他の安全についての責任と、それを確実に実践履行する態度（不測の事故を未然に防止する責任ある姿勢）が当然に強く要求される。

第2節　矢が畳から外れたときは、その原因があるまで次の行射を中止しなければならない。

第3節　矢がアローレストから落ちたら、引き直さなければならない。

第4節　自分の身体にあった強さの弓を引くこと。

第5節　自分のドローイングより短い矢を引いてはならない。

第6節　自己の体調管理をしっかりと行い、体調が良好でない場合は競技・活動を中止すること。

第5章　使用前後の点検確認

第1節　用具は自己責任で手入れし、安全に使用できるように使用前後に傷や損傷、ストリングが切れていないか・サービングがほどけていないかの点検・確認を必ず行わなければならない。

第2節　安全に対し、全体への明確な責任行動を行うものであるべきである。

第6章　行射時の相互確認

第1節　各々がシューティングライン前方の安全確認を行い、行射しなければならない。

第2節　安全状態に疑問がなければ、安易な妄動による行為をしてはならない。

第3節　友人からの励みといえども、一時的な弓矢の貸与に執拗たる態度で迫り、安易な言動で行射行為を許してはならない。

第7章　シューティングラインでの配慮事項

第1節　シューティングライン上では、射手は一歩たりとも前に出てはならない。

第2節　行射時は、弓の過大変形物や過度な空射で不安定な状態を作ってはならない。

第8章　セットアップ時の安全

第1節　必ず的に向かって、水平に引き分けること。引き戻す際も、そのまま的に向かって行なうこと（3mライン内に向かって引き戻しは禁止する）。

第2節　空中に向かって射ち起こす者は、安全上から直ちに射法法等を勉強し矯方指導をする。

第3節　危険防止の対処法は、個人の技術選択や方法論の領域で論ずるべきではない。

第4節　選手に対してセットアップの改善を受け入れるか、または競技会参加を止めるかを勧告する。

第9章　競技者のエチケット（警告行為）

第1節　飛び道具を扱う者として、常に自他への安全配慮を優先的に心得え、絶対的な安全第一の排除に、最大限努めなければならない。

第2節　弓具倒壊による破損防止のため、整備に努め散乱状態に放置してはならない。

第3節　場所や場面に応じ、全体で活動上の動線通路の確保に努めなければならない。

第4節　シューティングライン上以外では「素引き」をしてはならない。

第5節　上記の場所以外での「素引き」は、「弓」を他人に向けた威嚇的行為である。

第6節　行射中は相界別方の射手を優先し、後方射手は後退時の動きに配慮を要する。

第7節　エイミング中に、近くの者は動いたり話したり騒いだり、直後ろに立つべきではない。

第8節　行射している人の前方または前側方に立たない。立たせない。立ても入らせない。

第9節　矢の紛失発生時は、直ちに管理者または主審者に必ず申し出なければならない。

第10節　届け出のあった紛失矢は、必ずその日練中に回収・回収等をすること。紛失した矢の無断・無回収は、他の競技に重大障害を負わせる結果を招く。

第11節　的を外した矢を回収している際は、他の人にわかるよう、的前に弓を置くこと（フィールド）。

第12節　いかなる場合も他人に向かって弓を引かない・矢を当てに向かって射たない。

第13節　許可なく他人の弓具に触れてはならない。

第14節　矢を抜くとき、矢の後方に人がいないことを確認してから行うこと。

第15節　競技中はもちろんのこと、練習中においても飲酒をしてはならない。

アーチャーがこの「安全規定・マナー」を守れば、すべての人にとってアーチェリーはもっと安全で楽しく快適な競技になるものと信じています。しかし、アーチャーが各競技会や練習場等において、この「安全規定・マナー」や「競技規則」を無視し、絶対者他人（同じ競技者）の迷惑になるようなことをした場合は、運営責任者とり厳しい処置をしていただきたい。警戒といった意味で、然るべき措置で競技の中断（失格）・一定期間競技の禁止、競技会への出場停止などの措置をとることを検討することを勧めたい。それは、多くの会員（競技者）は規定を守り競技や練習をすることを望んでいるからです。この会員の利益を守るという立場で指導者・役員・審判員は取り組んでください。

スポーツは日常生活の中から自然発生的に発展してきたものと、人工的な計算により競争的な要素を加味し発展してきたこの二つに分類でき、前者は天候に左右されることなく、また審判員がいなくても相互の信頼と公正さによって競争が成り立つ種目であり、後者は必ず審判を客観的にしかも瞬時に判定し、裁定結果を相手側に示す審判員が必要とする種目です。アーチェリー競技は、自分自身が審判であり、スコアは自己申告です。これはゴルフと同じく審判員がほとんど立ち会わなくても成り立つものであり、アーチャー一人ひとりが他の競技者に対しても配りをし、規則を守って競技するその誠実さに頼っています。アーチャー一人ひとりが競技規則や水連盟の定める「理念・行動指針」に精通し、自主的にこれを尊重することが大切です。

必要があります。そのためには加盟団体関係機関が危険防止策を定めた上で、定期的な講習会を実施し、会員の環境を守る必要があります。

【具体的内容】

＊安全規定・アーチャーの安全マナー・
＊競技規程第21条（行射の管理と安全）
＊本連盟ホームページ「安全について」参照
・安全確保
・事故防止に向けて　・安全マナー
・安全指導

危険を いち早く発見して事件・事故の発生を未然に防ぎ、万一、事件・事故が発生したときは適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑えることが大切です。また、事件・事故・違反の再発防止と活動の再開に向けた対策を講じてください。

競技会場でも、練習場でも、常に周囲に気を配り、安全を確認してからプレーする、安易な行為が重大事故につながります。危険行為は己自身が注意するだけでなく、他の人の行為も勇気をもって注意することです。

※責任者（指導者・役員）の注意指導に対して従わない場合は、禁止・停止の処置を行うこともあります。アーチェリーを愛好するすべての人が、「他人に迷惑をかけない」という最低限のマナーを守るよう自戒して活動してください。

最後に、対応については、いつでも全日本アーチェリー連盟事務局（以下、事務局）にお問い合わせいただければ幾います。また、事故の発生と結論の練習を速やかに事務局にご報告ください。

Ⅱ危機管理対応マニュアルの作成の必要性について

1 危機管理

会員が危機管理について高い意識と正しい知識を共有し、その上に立って平常に危険を発見し、活動中に関して生じる事件や事故そのものを防止し、あるいは、その被害を最小限に食い止めるための措置と前後対策に対するものです。

2 管理の原則

迅速な対応と状況把握、的確な判断、優位が重要です。

3 基本的な体制と対応

会員の生命の尊重、人権の尊重を最重要とすることで対応する。

関係者は各部・学校・団体を中心として体制を確立し、全会員の共通理解のもと、共同で対応に当たることを目指します。

1 目的

（1）緊急時において、会員及び関係者の安全を確保する。

（2）危機に対して適正に対応し、会員と関係者の信頼関係を確保する。

（3）本連盟に対する社会的な信用を信頼を確保する。

2 危機に対する具体的対応（基本）事故発生時

（1）事故発生者－服装の関係者（会員・責任者）に通報

（2）通報の受けた人は現場に急行、応手複数で対応。

（3）救急搬送【緊急時】保健室（または体育館）→医師or救急病院

（4）現場での事態収拾

【緊急時】→警察署

（5）加害者の沈静化

（6）他の会員の指導（非常行動の制御等）、応急対応

・悪質な決まり：必ず複数で対応すること。

3 情報収集・整理

現場の責任者・自席会員（総括・調整）

【緊急時】→警察署

発生時対応者

【緊急時】→病院

現場の管理責任者（管理者）

【緊急時】→家族（保護者）への連絡

●報告と指示の流れ

【緊急時】→ 支部長 → 学校 本連盟

関係者間との連絡

発見者 → 同席会員 → 現場の管理者 顧問 → 支部協会（連盟） → 本連盟

4 対応・指導案の検討

会員の所属団体

状況により→支部協会（連盟）・本連盟（緊急時に応じて病院、警察と連絡）

会議　状況説明、対応・指導方針説明、協議

責任者の指示

5 具体的な対応と指導について

・関係会員の指導、関係会員の家族（保護者）との連絡

・病院・警察、関係機関との連絡

6 問題の背景分析

・今後の対応方針検討

・未然防止のための態勢づくり

Ⅳ具体的対策について

1 安全対策

各団体は危機対応マニュアルの緊急事故発生時の緊急・救急対応図を作成することが求められます。

2 安全指導の徹底

（1）会員（アーチェリー競技者）に対し、定期的な安全相撲講習等を実施する、合わせて、審判員対象の安全講習を開催する。

（2）毎年「つま恋カップ大会」開催前後を安全月間とし、事故を未然にさせないために各加盟団体で安全に対する指導・点検を行う（競技会等を利用し会員の安全意識の高揚を図る。つま恋カップ大会（安全を考える日）安全月間11月

3 指導者・審判員

（1）いかなる場所でも「重大な事故につながる恐れを認識」し、安全確保の徹底を図る。

（2）選手及者や安全を脅かす部場を傷害したる選手や他の危険行為に対して相互に連絡をとり情報を共有し防止に努めなければならない。

（3）危険防止に関して相互に連絡をとり情報を共有し防止に努めなければならない。

（4）技術の向上と共に豊かな人間性を涵養する。

（5）重大な違反行為に対しては厳重なる処置をもって迅速に対処する。

（6）危機を予見・防止し、回避することのできる事前の準備をしておく。

（7）運営・対処・処置等によっては重大なる責任を負うことを自覚しなければならない。

4 安全管理対策として行う事項

（1）健康管理及び精神的負担の軽減に努める。

（2）コーチ・顧問・指導者の役割等の周知徹底を図る。

（3）会員・部員を対象に安全講習会等（熱中症、トレーニング、傷害対策、救急法等）を実施し、安全管理意識の高揚等を図る。

（4）アーチェリー練習場の修繕等を迅速に行い、安全面の強化を図る。

（5）無資格用等の安全対策の周知徹底を図る。

（6）事故等が発生した場合における緊急連絡網の整備を図る。

5 児童・生徒・学生等の指導における基本的な留意事項

（1）競技会参加も含め会員の傷害保険等への加入を進める。

（2）会員の毎日の健康状態を観察し、定期検診の結果を含め心身の状況を把握する。

（3）日頃から練習場所、器具、用具などの安全管理に配慮し、会員に安全点検、整備を定期的に行わせる。

（4）事故、けが発生時の対応（手順、連絡網等）を明確にし、簡単な応急手当を心得ておくと共に、部員には健康・安全に対する意識を高め、自身の健康管理につとめさせる。

（5）安全に練習するためのマニュアルを作り、練習前、活動中、終了後の事故防止を徹底させる。

Ⅴ競技ルール違反・重大なる違反（失格）について

A競技規程より抜粋（競技用）（資料）

第21条（行射の管理と安全）

ディレクターオブシューティングの任務は次のとおりとする。

1）必要と判断した場合、あらゆる適切な安全策を設けて実行する。

7 競技者等の失格

競技者自身または審判員は、次の各号に該当する競技者等に対して、その競技会における失格を宣言することができる。

（1）不正な手段で高い得点を挙げたと認められたとき。

（2）大会の秩序を乱し、もしくは審判員の指示または制止に従わず、または故意に違反したと認められたとき。

（3）選手自身は、その矢を所有する競技者の呼称にしたがって記入し、その標的の社の競技者は、呼称される矢の呼称を確認してスコアが正確であることについて責任がある。同一競技者の所有する矢が3本（場合によっては6本）、または四一チームの矢が6本（場合によっては6本）の矢の呼称のみが記録される、競技者またはチームが指定本数を超えての申告を繰り返した場合には、失格とする。……その後競技規則参照

B具体的対策について

1 審判員

（1）いかなる場所でも「重大な問題につながる恐れを認識」し徹底を図る。

（2）選手や安全を脅かす部場を確認したら迅速に適切な処置を行う。

（3）重大な違反行為に対しては厳重なる処置をもって対処する。

（4）重大な違反を発見したら速やかに近くの審判員に報告し事実確認を複数で行う。

（5）速やかに競技者員長・審判長に報告する。内容によっては、競技の進行を止める態度も必要となる。

2 審判部門の業務

競技規則が守られているかどうかを監視し、競技中に起きた問題について処理できない場合は、迅速に競技者員長・審判長に報告し、指示を受けてから処理にあたること。

（1）競技規則を遵守して公正な競技運営を行うこと。

（2）競技者の使用する用具の検査及び使用時における確認を行うこと。

（3）競技者の得点記録の監督、指導及び得点の判定・確認を行うこと。

（4）競技の進行に関する業務及び付帯する業務を行うこと。

（5）審判は、業務を公正かつスムーズに遂行するために存在することを認識しておくこと。

（6）全ての事柄（裁定・判断）を下したとき、注意等を行ったときは、「審判メモ」に記載しておくこと（関係市立の資料となるため）。

3 日常的に審判員・役員等で講習会や情報交換を行い競技運営に努める必要がある。

（社）全日本アーチェリー連盟